

## 問題提起

戦後から 80 年代末までの台湾における女性施策の推進は、農業、福祉政策に傾いた一方で、女性の教育・能力開発を配慮した教育政策からの具体的な施策が少なかった。90 年代以降、成人教育の改革に伴って、女性教育の改革及び女性職業再教育の重視という政策動向が次第に見られるようになったが、これまでの実践例が少なく限られ、実施成果に関する検討も欠けている。

日本と比較すると、台湾では日本のような女性専門機構・施設がないし、成人教育の推進状態がまだ遅れているため、女性問題に対応する行政システムもまだ整備されていない段階である。女性の能力開発の推進に当たって、家庭責任及び技能不足等による支障は大きく、公的支援の強化が強く求められている。

台湾における女性教育の研究を概観すれば、女性自身に関わる家庭面、生活面、親子教育等のほうに偏っている傾向が見られる。本論と深く関わる先行研究について、黄心慧（1995 年）、林美和（1996 年）、楊碧雲（1997 年）等の論文<sup>(1)</sup>が挙げられる。例えば、黄心慧は論文の中で、これまでの台湾における女性教育のあり方を“職業人としての能力開発が欠けている”と指摘している。林美和の論文は、日本の埼玉県にある「国立女性教育会館」の歴史沿革及び施設機能等に関する紹介を踏まえながら、台湾の女性関連機構・施設の設立の必要性を強く呼び掛けたという観点が注目される。

なお、上述した論文の内容を分析すると、政府による行政政策を焦点に取り上げて、“職業再教育”と関わる政策面の論述内容が限られている。とりわけ、国際比較の手法を通して、自国施策の問題点及び政策課題を探る考察が欠如している。従って、本論は国際比較及び史的文献の分析手法を通して、日本との比較研究を行うこととする。

比較の内容は以下の二つに分けて進行する。まず、両国における文部科学省（教育部）による施策においては、女性教育の変遷経緯、行政組織の運営方式及び職業再教育に関する課程内容を比較する。そして、厚生労働省（労工委員会）による施策においては、職業能力開発行政の展開と施策重点の変遷をはじめ、女性に関する公共職業能力開発の類型及び職種科目の内容等を比較する。考察結果によって、両国の相違を明らかにしながら、日本からの

示唆及び台湾側の問題点、または改善策を提示したい。

## 一 文部科学省（教育部）による女性関連施策の比較

### （一）女性教育の沿革及び学習課題の変遷に関する比較

戦後台湾における女性教育の展開は、最初の 50 年代から 60 年代までの間に、農業行政による農村女性の「家政教育」から発足したものである。その後の 70 年代から 80 年代までには、社会福祉行政により地域社会における「家庭教育」も実施されるようになった。この段階における女性教育の実施は、農業発展と福祉社会の構築のための国家政策に付属された性質が強かったため、女性自身の学習ニーズがあまり重視されてこなかった。

80 年代以降、科学技術の進歩及び社会形態の変革に伴って、女性の積極的な社会進出及び女性の学習ニーズの高まりに応じるため、政府は本格的に女性教育の関連施策を取り扱うようになった。1988 年（民国 77 年）「第六回全国教育会議」の議案結論<sup>(2)</sup>に基づいて、翌年の 1989 年（民国 78 年）に「女性教育実施計画」が新しく発足した。これを契機にして、女性教育の推進は教育行政を中心とした“教育行政主導型”へ転換するようになった<sup>(3)</sup>。

従って、女性施策の重点とは、最初は「啓蒙視点」及び「福祉視点」のほうに置かれ、「教育視点」の重視へ変わってきたのは、近年の新しい傾向である。その教育内容の変遷を概観すれば、初期には識字教育、民主教育、生活教育等の内容が中心で、その後、家庭教育、親子教育が次第に増えてきた。成人継続教育及び生涯学習の内容が現れてきたのは、90 年代以降のことになっている。

一方、日本の場合には、戦前の低い地位に抑圧されていた女性像<sup>(4)</sup>を根本的に変えたのは、戦後直後 1946 年に公布された新憲法である。1947 年の「教育基本法」の中で、平等の教育方針を示し、男女共学という新しい教育方針を明示した。その後、終戦による社会体制の変化に従って、女性が民主主義社会の構成員として参政権を得たことを契機にして、女性教育はあらためて大きな転換期を迎えた。

志熊敦子の時代区分<sup>(5)</sup>に参照して、戦後日本における女性教育の変遷経

緯及び各時期の学習課題について、次のように整理することができる。まず、最初の第一期（1945～1969年）には、女性教育の推進は「近代化への脱皮」を課題として、「婦人に対する教育」という啓蒙式教育が中心であった。第二期（1961～1975年）には、「現代化への対処」を課題として、「自ら学ぶ婦人教育」という自主的学習へ転換してきた。そして、第三期（1976年から現在まで）には、「国際化への対応」を課題として、「学習し行動する婦人教育」という特徴が挙げられ、女性学が次第に盛んになってきたことが目立っている。

これに沿って、両国における各時期における女性教育課題の史的展開、学習課題の変遷及び関連の法案・措置の制定は、次のような相違があることが示される（表1の参照）。まず、日本は1969年頃から高度経済成長期に入り、婦人教育の機会の多様化、婦人教育の予算の増加、婦人学級の普及等が顕著になった。1961年（昭和36年）に文部省が「婦人教育課」を創設し、婦人教育の行政機構として定着してきた<sup>(6)</sup>。なお、台湾ではこの時期には農村発展の促進時期にあるため、婦人学級の開設及び婦人団体の成立はまだなされていなかった。

1970年代に入り、日本では「フェミニズム運動」や「国際婦人年」の影響で、女性学の成立及び台頭が注目され、婦人教育施設の整備と婦人教育情報の充実も急速に進められてきた。とりわけ1977年（昭和52年）「国立婦人教育会館」が創設されて以来、全国にも婦人教育関連施設が相次いで設立され、女性情報システム、女性ネットワーク、女性学習情報の利用等が次第に整備されるようになった。一方、台湾では70年代には「社会福祉の促進」を要務とする地域の家庭教育が政策の重点であったため、日本のような婦人教育施設の設立と女性学の重視が依然として見られなかった。

1980年代以降、日本では女性就業者の増加に従って、「就労婦人の学習」が新たな婦人教育の課題として登場し、文部省による「婦人職業生活準備セミナー」が1986年に発足した。同じこの時期に、台湾では社会の民主化及び多様化が次第に進められ、女性教育を計画的に実施する要請に応じるために、教育部より1989年に「女性教育実施計画」を公布した。これを契機にして、教育部を女性教育の主導機関とした国の女性教育方針がはじめて明確にされた。

表1 女性教育の展開と施策変遷に関する比較

時期	実施目標・視点		重点内容	関連法令・措置
40 - 60年代	台湾	農村発展啓蒙視点	識字教育 民主教育 生活教育	1953「社会教育法」
	日本	民主教育啓蒙視点	純潔教育 道德教育 家庭教育	1947 労働省「婦人少年局」設置 1949「社会教育法」 1961 文部省「婦人教育課」設置
70 - 80年代	台湾	地域発展	家政教育 親子教育	1989「女性教育実施計画」
	日本	生涯学習	婦人学級 女性学 就労婦人教育	1977「国立婦人教育会館」創設 1988「女性教育課」へ再編
90年代以降	台湾	文化推進教育視点	生涯学習 成人継続教育	1990「発展与改進成人教育五年計画綱要」 1992「成人教育法」 1996「生涯学習型成人教育中程発展計画」
	日本	教育視点	生涯学習	1990「生涯学習振興法」 1999「男女共同参画社会法」

(筆者による作成)

要するに、日本における女性教育の推進は台湾より早い時期から取り組まれてきたのである。日本ではより早く社会学級、婦人学級が開催され、婦人団体の活動も台湾より活発に行われてきた。とりわけ70年代以降、女性教育機構の設立及び女性教育情報の交流が盛んに行われてきた傾向と異なると、台湾では社会教育機構の設立は、その後の80年代後半からのことであった。そして、日本では70年代から婦人学級の急増及び女性学の重視が顕著になってきたが、台湾における女性学の台頭と関係の学習内容は90年代以降の新しい傾向である。

## (二) 女性教育の行政組織及び推進方式に関する比較

日本では、女性教育の主導機関である文部省の「婦人教育課」が1961年に設置された。1990年「生涯学習振興法」による「生涯教育局」への再編に沿って、新しく「女性教育課」が発足された。台湾ではこのような女性専門機構がないため、女性教育の実施は教育部「社会教育司」(五科二会)の「第一科」(「成人教育」業務担当)に属され、一つの独立した「業務項目」

にはなっていない<sup>(7)</sup>。女性教育専門の担当者が設置されていないため、女性を対象とした施策企画が少なく限られ、女性教育の施策重点を「家庭教育」に置く方針になっている。

一方、日本における女性教育の実施にあたっては、様々な女性専門機構・施設が設立され、色々な学習機会が提供されている面は、台湾と最も顕著な相違であるといえる。日本における女性関連施設<sup>(8)</sup>としては、各都道府県にある「社会教育課」、社会教育会館・公民館をはじめ、市町村の「女性施策担当課」、公立女性センター・女性会館、勤労福祉会館、私立女性会館、女性学研究所等の機構が数多く挙げられ、その施設の類型は台湾よりかなり多元化されている特徴が注目される。

1999年（平成11年度）「社会教育調査速報」<sup>(9)</sup>によると、近年女性教育施設（全国311カ所）で開催された学級・講座数が多く増えてきて、1998年（平成10年度）間には7957件まで達し、1995年（平成7年）の4237件より3720件も増加したことが分った。このほか、例えば、女性利用者が多く占めている公民館の実施件数も多く挙げられ、1998年（平成10年）間には273704件にも達してきた（表2の参照）。

台湾では女性専門の教育機構・施設が設立されていないため、女性教育の実施は一般の社会教育機構で行うという形式しか見られない。これらの「社会教育機構」とは、現段階では各市（県）に設置された「社会教育館」（41カ所）、または「文化中心」（各縣市ごとに一カ所、全17カ所）の二種類に分けて、全国で58カ所しか設けられていないため、とても国民の多様な学習ニーズに応じられない状態である。それゆえ、女性教育に関する学習活動、情報提供及び研究開発機能を果たせる行政機構・施設が少なく、民間婦人団体による教育活動の実施<sup>(10)</sup>も活発になっていない状態である。

表2 日本の婦人教育施設の学級・講座数の増設状況（件）

区分	教育委員会	公民館	青少年教育施設	婦人教育施設	文化会館	生涯学習・社会教育関係法人	カルチャーセンター	都道府県知事部局・市町村長部局
1986年	73453	144974	7651	1821	19664	—	—	—
1989年	74006	164185	10588	3267	29703	50274	55279	170728
1992年	81681	187053	11312	3545	42059	42330	—	188220
1995年	85507	188133	9148	4237	39555	43783	86135	180709
1998年	106688	273704	10857	7597	36208	39673	168375	240852

（注 文部科学省 平成11年度「社会教育調査速報」）

これに対して、台湾では 90 年代以降の成人教育改革に伴って、女性専門教育機構の設立に関する様々な論議が行われ、女性専門の行政機構、または女性専門の教育施設等の設立の必要性があらためて提起されるようになった<sup>(11)</sup>。例えば、林美和は 1993 年に教育部の委託を受けて、“台湾における女性関連機構・施設の設立に関する評価研究”<sup>(12)</sup>を行った。この研究の中で、日本の 1977 年埼玉県に設立された「国立婦人教育会館」に関する歴史沿革及び施設機能を紹介し、“国全体の女性教育活動の統合連携機構として、全国各地の女性教育活動の振興及び活性化を成功させた”と高く評価している。ただし、このような学者側から設立に関する建言が様々な行われてきたが、いまでも検討中にとどまっているものである。

### (三) 職業再教育の実施及び課程内容に関する比較

日本では 1970 年代後半以降、女性教育の中で、職業生活に関する学習が次第に増えてきたが、全学習時間に占める割合はまだ少なかった。その後、育児期以降の中高年女性の再就職傾向及びサービス業での女性就業者の増加等に対応するために、文部省は 1986 年（昭和 61 年）から婦人学級として「婦人職業準備セミナー」を実施し、家庭教育学級の中でも「働く親のための学級」を実施した。これは女性教育の内容を主婦・母親から市民へ、さらに“就労婦人としての学習”への画期的な政策転換として注目される。

一方、台湾では日本のこのセミナーが実施された三年後に、「女性教育実施計画」（1989 年）が公布された。「女性教育実施計画」の計画目標において、「社会変遷及び情報時代の進展に応じるため、女性の再教育を受ける機会を提供し、女性の潜在力を開発する必要がある」<sup>(13)</sup>と強調しているように、「再教育機会の提供」及び「潜在力の開発」という二つの施策重点が中心に取り上げられた。

この施策方針に基いて、1) 親子教育系列、2) 生活と芸術系列、3) 円満家庭系列、4) 社会と政治系列、5) 再教育と発展系列、6) レジャー関係系列という六つの「実施系列」<sup>(14)</sup>が明示された。その内容はほとんど以前のとあまり変わらないが、5) 「再教育と発展系列」が新しく設定されたものであり、この系列の中に、「女性のキャリア形成」及び「女性の再就業」等という職業能力開発関連の実施項目がはじめて増設されるようになった。

しかし、教育部はこの施策方針に基づいて、日本の「職業生活準備セミナ

一)のような職業関係講座を行う実践例はまだ見えなかった。その代わりに、労工委員会のほうから、1990年から再就職女性を対象にした「再就職婦人職業適応セミナー」を行い、日本の「婦人職業生活準備セミナー」とかなり類似した課程内容を取り上げている。

たとえば、日本におけるセミナーの趣旨が「長期間職場から離れていた婦人が職業に関する予備的な知識を修得するとともに、自己の適性を自覚し、調和のとれた職業生活と家庭生活を進めていく自信を身につける学習機会を提供するもの」<sup>(15)</sup>に設定することと同じように、台湾でも日本と大体共通した実施方針を示している。

両国の再就職の課程内容については、「働く女性の現状分析」、「女性の生き方と労働」、「婦人の労働と法律」、「働くの意味」、「女性の職業観の形成」、「自己分析と適性の発見」、「再就職の体験談」等のような科目内容もほとんど類似している。ただし、日本では「企業への施設見学」という授業方式が、台湾では「企業雇用主との懇談会」<sup>(16)</sup>という形で実施しているのである。つまり、日本の民間企業への見学方式と異なって、台湾では受講者は企業主と直接対面し、就職関係の相談・交流活動等を行う方式になっている。

こうした職業再教育関係の教育内容を大まかにまとめると、1)「職業人としての心構え」、2)「自己の認識」及び3)「就職技術の習得」という三大類型に分けられる。それは職業“準備”段階における「就業に関する普遍的学習」に属するものがで、専門的で、高度な学習内容にまだ至っていないことが両国とも共通している。

要するに、台湾では教育部の社会教育機構における女性教育の実施は「家庭教育」、「生活教育」方面の学習内容に集中しており、職業に関する再教育講座の実践例がまだ見当たらない。今後成人教育の法制化に向けて、教育部による再教育のための教育施設の整備及び拡大が一段と期待される。この動向に伴って、女性教育の内容の充実及び専門化をはじめ、これまで積極的に取り扱われていなかった職業再教育の面においても、より具体的な実践例の展開が必要とされている。

## 二 厚生労働省（労工委員会）による関連施策の比較分析

### （一）職業能力開発行政組織とその運営に関する比較分析

日本における公共職業能力開発の行政組織は、中央政府の労働省を主管官庁として、その下には三つの組織<sup>(17)</sup>に分けられる。第一類型は、全国における執行機関として機能している「雇用促進事業団」であり、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発促進センター等の施設の運営に当たる。第二類型は、都道府県の地方自治体として、職業能力開発校と障害者職業能力開発校の運営を行う。第三類型は、国や都道府県と連携のもとに、民間の職業訓練の促進を図るための団体として、中央には「中央職業能力開発協会」が設置され、地方には「都道府県職業能力開発協会」が設置されている。

一方、台湾における公共職業訓練の組織は、主に中央政府による設置（七カ所の訓練中心）、地方政府による設置（二カ所の訓練中心）及び財団法人による設置（二カ所）という三大類型<sup>(18)</sup>に分けられる。日本と異なって、台湾では、中央には「労工委員会」を主管機関とするほかに、「青年補導委員会」（職業訓練中心の設置）、「退役官兵補導委員会」（職業技能訓練中心の設置）及び「農業委員会」（漁業幹部職業訓練中心の設置）にもそれぞれ一カ所の訓練中心が設置されている<sup>(19)</sup>。

そして、地方の場合は「台北市」、「高雄市」がそれぞれの職業訓練中心を設置している。このような訓練中心の運営にあたっては、主に労工委員会による基本方針に沿っており、運営の財源も中央政府の予算補助に頼る割合が大きい。なお、「財団法人」の場合には、日本の「特殊法人」の性質と異なって、一般の民間財団による運営形式になっている。また、中央政府からの補助金を受けながら、“委託訓練”の実施を中心として行われているのである。

このように、両国における公共職業能力開発の組織体制を総合的に比較すると、次のような相違が挙げられる（表3の参照）。

表3 公共職業能力開発機構の設置状況に関する比較

	中央政府の設置 (雇用促進事業団)	地方政府の設置	財団法人の設置
日本 厚生労働省	職業能力開発校(1) 職業能力開発短期大学校(29) 職業能力開発促進センター(67) 障害者職業訓練校(13) 職業能力開発大学校(1)	職業能力開発校(270) 障害者職業能力開発校(6)	(特殊法人)職業能力開発協会
台湾 勞工委員会	職業訓練局 職業訓練中心(4)	台北市政府勞工局 職業訓練中心(1) 高雄市政府勞工局 職業訓練中心(1)	(財)中華文化福利事業職業訓練所(1)、 東区職業訓練中心(1)
その他	青年補導委員会 職業訓練中心(1) 退役官兵補導委員会 職業技能訓練中心(1) 農業委員会 漁業幹部職業訓練中心(1)		

(注 作者による作成)

まず、日本では「職業能力開発促進法」の規定に基づいて、「雇用促進事業団」が「特殊法人」として中央に設置され、直接的に行政の運営に当たっているため、台湾の勞工委員会一方による直轄方式と比べて、より組織規模が大きく、運営上でもより“柔軟性がある”という特徴が挙げられる。

また、同じ特殊法人として、「職業能力開発協会」は中央及び地方とも設置されており、中央政府と民間団体との連携及び交流の上で、大きな役割を果たしている。台湾ではこうした機構の類型が存在していないため、行政業務の運営は中央の勞工委員会だけに頼るしかないという大きな相違が挙げられる。

そして、両国における中央と地方の分権状況を見ると、日本では各都道府県にも地方自治体より「職業能力開発校」が設置されている。台湾では11カ所の「職業訓練中心」のうちで、中央の設置が7カ所を占め、地方の設置が2カ所しかないため、中央に偏る傾向がかなり顕著である。さらに、職業訓練機構の設置地域がほとんど北部の都市部に集中しており、中南部、または遠い地方での設置は少なく、東部は一カ所しかないのである。

要するに、日本における組織体制は中央から地方まで、また法律の規定に基づいた「特殊法人」の設置と一貫しており、台湾より健全な組織体制が築かれており、運営上の柔軟性・または効率性が比較的高いといえる。また、職業能力開発機構の類型、機構の設立数も多く、設立場所の地域分布もより

平均的に広がっている。台湾における行政運営の形式は「中央政府」に傾いた“中央集権型”の傾向が強く、地方における組織体制がまだ整っていないという問題が大きいのである。

## (二) 女性施設の運営及び課程内容に関する比較

日本では四種類の女性専門職業能力開発施設が設置されている。地方公共団体により設置された「婦人就業援助施設」と「働く女性の家」が一般技術講習・実習の実施を中心に実施している。そして、「女子専門職業能力開発校」と「職業能力開発センター」のほうは、より高度な能力再開発訓練を中心に行っている。

現段階の各施設における能力開発課程<sup>(20)</sup>を総合的に検討すると、「婦人就業援助施設」における一般的技術講習の実施は、「内職向け」の古い科目が多く残され、就職に結び付けられない上、定員充足率が低いという問題が指摘される。「働く女性の家」の場合、主に勤労者家庭の専業主婦を対象にしたもので、女性労働の基礎知識、人間関係のあり方及び自己啓発の促進等の「就業前の準備」、または女性教養関係の課程が多く、実際の技能向上関係の科目が少ないという問題が挙げられる。

能力再開発訓練を実施している「女子専門職業訓練校」の場合には、定員充足率及び就業率が比較的高くなっている。その主な能力開発科目とは、「ビジネス書科」、「事務科」、「家政科」、「調理科」、「販売科」、「介護サービス科」等が挙げられる。そして、「職業能力開発センター」の場合、「経理事務科」、「一般事務科」、「販売サービス科」、「ワープロ科」、「パソコン科」等の科目が多くが挙げられ、四種類の施設の中で、定員充足率が最も高く、実施業績も高く評価されている<sup>(21)</sup>。

台湾にはこのような女性専門の施設が設置されていないため、女性の職業能力開発は以前から11カ所の「公共職業訓練中心」により実施されてきた。男性向きの「工業関係」の職種を中心として、女性の受講機会が少ないという問題が大きい。最近産業の自動化と第三次産業の発達に伴って、「観光」、「美容」、「料理」のようなサービス業関係の職種が大幅に増えてきて、パソコン産業の発達に従って、新しいパソコン・通信関係の職種の増設も目立っている。例えば、「パソコン文書処理類」、「パソコン資料処理類」、「パソコンソフト応用類」、「パソコン・インターネット類」<sup>(22)</sup>等の科目内容が挙げら

れる。

こうした能力開発職種の調整に伴って、1996年（民国85年）から女性（離職者・在職者を含めて）のための「婦人第二専門訓練」<sup>(23)</sup>も新しく開設されるようになった。この「婦人第二専門訓練」の実施方式は、一般の公共訓練機構での実施方式と異なって、財団法人及び学校への「委託訓練」という形式で行われている。また、一般の公共職業訓練と区別するために、その課程内容は「向上訓練」（「能力再開発訓練」）が中心として、女性を対象にして、観光、美容、料理等のようなサービス業関係の職種が多く設けられている特徴が挙げられる。

このほかに、1990年から開設された再就職婦人のための「再就職婦人就業適応セミナー」<sup>(24)</sup>の場合には、専門家による再就職関連の講演会を行う形式が中心である。例えば、再就職女性に関する能力養成、自我成長、潜在力の開発及びキャリア形成、または再就職にあたっての心理準備等のカウンセリング関係の課程内容が挙げられる。最近、企業主と受講者とが直接に対面する懇親会の中で、企業主からの「就職カウンセリング」も行うようになった。

総合的に分析すると、両国における行政組織、職業能力開発類型、対象、課程内容に関して、次のように異なっている（表4の参照）。まず、女性関連の行政組織を比較すると、日本では中央政府から地方公共団体まで様々な専門的機構・施設が設けられているため、上から下までの行政組織が台湾より整備されており、地方にある施設の運営が重要な役割を果たしているのである。

表 4 職業能力開発の類型と職種内容に関する比較

国別	実施主体	課程類型	対象	科目内容
日本	中央政府、 地方公共団体	一般公共職業訓練 婦人就業援助施設 職業・技術講習 能力再開発訓練	新規学卒 者在職者 再就職者 家庭主婦	家政科、調理科、一般事務科、 販売科、ビジネス文書科、介 護・福祉サービス科、和裁科、 ワープロ科、パソコン科
	特殊法人 (21世紀職 業財団)	両立支援事業 パート労働ガイ ダンスセミナー 両立支援セミナー	在職者 再就職者 家庭主婦	婦人労働の基礎知識、人間関係 のあり方、自己啓発の促進、家 庭と仕事の両立、パートタイム 労働指導
台湾	中央政府、 地方公共団体 委託訓練	一般公共職業訓練 女性第二専門訓練	在職者 離転職者	文書事務科、貿易ビジネス科、 服装デザイン、販売・会計科、 観光サービス・管理科、美容・ 美髪科、料理科、パソコン科
	中央政府主 催、民間婦人団 体企画	再就職女性の職業適応 セミナー	再就職者	再就職の職場適応・心理準備、 職業市場知識、企業主との交 流・カウンセリング講座

(注 筆者による作成)

台湾では、地方の設置による施設に限られ、労工委員会の主導による公共職業能力開発の実施に偏っている一方である。近年「女性第二専門訓練」の実施にあたって、財団法人及び学校への“委託方式”も取り上げられるようになったが、その連携方式はまだ新しいやり方であり、委託数もそれほど多くないのである。

次に課程類型から比較すると、両国とも基礎的な「一般講習」と高度的「能力再開発」の二大類型を含んでいる。一般講習の場合、台湾の「再就職女性の職業適応セミナー」と日本の「働く女性の家」による職業講習の内容がよく類似している。ただし、日本では特殊法人「21世紀職業財団」による「両立支援セミナー」<sup>(25)</sup>の実施でも、再就職に当たっての基本的知識の習得に関わる学習内容も見られる。

そして、近年の能力再開発課程内容の変化に関しては、台湾では「サービス」関係、「パソコン」関係の職種が多く増設されている傾向が日本より目立っている。ただし、日本における高齢化社会に対応するための「介護・医療サービス」関係の内容が台湾ではまだ見当たらない。逆に、台湾では観光・レストラン関係の職種が多く設けられているが、日本ではそれほど多くないという相違が挙げられる。

## おわりに

以上、日本と台湾の比較分析を通して、両国の相違点、日本からの示唆及び台湾側の問題点と課題を以下の三つにまとめられる。

### 一 文部科学省（教育部）による施策の相違：

台湾における女性教育の実施は、成人教育の総合行政に組み込まれるいるが、独立した予算はなく、専門行政担当者も配置されていないという問題が大きい。日本では中央から地方まで、生涯学習関連の機構が多く設置され、女性専門の機構・施設も多いため、女性学級の開催、関連情報の提供・交流が盛んに行われてきた。

近年日本では「国内行動計画」及び「男女共同参画」の政策方針に従って、「婦人職業生活準備セミナー」の実施例が多く挙げられ、職業・技能関係講座も次第に増えてきた。台湾の教育部による女性教育の実施は、比較的家庭教育・親子教育関係のものに偏っているため、日本のような改善動向がまだ見当たらないのである。

### 二 厚生労働省（労工委員会）による施策の相違：

台湾における職業訓練制度の展開は日本からの影響が大きいため、両国の行政組織のあり方もかなり類似している。その相違点を挙げると、第一に、日本では中央に特殊法人としての「雇用促進事業団」と「中央職業能力開発協会」が設置されており、国と企業の連携機能をうまく果しているため、全体の行政運営がより効率的で、柔軟性があると評価できる。台湾は、中央には労工委員会に任せる一方の上、公共機構も中央による設置が多いため、「中央集権式」の特徴が日本よりきわめて目立っている。

第二に、日本では女性専門の職業能力開発施設が設立されており、女性に適した職種が多く、受講率も高くなっている。台湾では施設数のごく限られ、設置場所も都市部に集中しているため、女性の受講機会が大きく制限されて、高い学習ニーズに応じえない問題が深刻である。

第三に、教育課程の類型から見ると、女性受講者が集中している職業能力開発の職種について、「一般事務」関係、「サービス業」関係及び「パソコン」関係科目の開設が多いという共通点が挙げられる。ただし、日本では介護・医療・福祉サービス関係の科目が多いことと異なって、台湾では美容・観光・レストラン関係の科目に集中し、パソコン関係科目の増設傾向が日本より際

立っているのである。

三 日本からの示唆及び台湾の課題と改善策：

日本では、中央から地方までの推進体制はより完備され、その行政運営もより効率的に機能していることが評価できる。とりわけ女性専門の機構・施設を拠点として、研修・交流・情報提供の各機能から研究開発の推進まで、女性教育活動の振興及び職業能力の開発を推進するという大きな役割が無視できない。

また、女性専門施設の実施運営と充実を通して、女性のニーズに配慮した職業関係内容の実施・調整もより計画的に進行しやすいメリットが挙げられる。最近 1999 年から総理府による「男女共同参画社会法」の成立に伴って、今後意識面の改革を含め、女性の能力開発に関する支援措置も一層強化されていくことが予想できる。

ところで、台湾における女性教育の推進にあたっては、専門の管轄行政機構・施設をはじめ、専門的な行政担当者や独立した予算がないため、日本のように、様々な女性教育機構・施設の運営を通して、多様な教育内容を実施することが難しいのである。そこで、いままでの“中央集権式”に傾いた運営方式を徹底的に検討し、中央から地方への分権及び地方への資源分配拡大が大きな政策課題になっている。その同時に、各省庁間の密接した連携による行政機能の強化も強く問われている。

具体的にいえば、教育部の場合であれば、成人教育組織の再編・拡大、予算・人員の増加、職業能力開発課程の増設等のような改善策から図ることが求められている。そして、労工委員会の場合には、公共職業能力開発機構の整備、関係設備の更新及び女性に適する職種の増加等の方面から本格的に工夫すべきである。要するに、これから生涯学習社会の構築及び「成人教育法」の推進に向って、女性専門関連施設の増設をはじめ、学習機会の拡大、職業関係課程の充実・研究開発及び公的支援の多様化等がより緊要な課題になっている。

## 注

- 1) 黄心慧「我国成人婦女教育実施現況与其問題的探討」中華民國成人教育学会主編『婦女教育』師大書苑 1995年、林美和『我国設立国立婦女教育館之可行性研究』（教育部委託研究）1996年、楊碧雲『中日婦女教育面面觀』台北市政府教育局印行 1997年。これらの女性教育学者による研究は、自国に関するものが中心であり、政府による職業再教育政策と関わる国際比較の検討が欠けられている。
- 2) 教育部『第6次全国教育會議資料』1989年
- 3) 黄心慧,前掲論文 278頁
- 4) 一番ヶ瀬康子編著『戦後婦人問題史』ドメス出版 235頁
- 5) 志熊敦子編『女性の生涯学習』（財）全日本社会教育連合会発行 1993年 13頁
- 6) 文部省社会教育局婦人教育課「婦人の職業生活準備事業研究委託」『婦人教育情報 No.10』1984年（昭和59年）9月 18頁
- 7) 教育部「社会教育司」は全部で「五科二会」で、その中の「第一科」の管轄になっており、成人教育の総合業務に組み入れられて実施する形式になっている。
- 8) 文部省「平成11年度 社会教育調査速報告」1999年（「社会教育施設の学級・講座数」1986年から1998年までの増設状況を参照）
- 9) 同上
- 10) 台湾における婦人団体による婦人活動の実施は、福祉関係のボランティア活動にする傾向が強く、女性学級及び関連の学習講座の実施はまだ活発ではない。
- 11) 拙稿「1990年代台湾における女性教育の革新動向—女性教育関係機構の設立論議に注目して」『東北教育学会（第3号）』 2000年2月 33-48頁
- 12) 林美和『我国設立国立婦女教育館之可行性研究』（文部省委託研究）1996年
- 13) 教育部編印『教育部成人教育実施計画』中華民國79年3月（その中の「女性教育実施計画」を参照）

- 14) 同上
- 15) 文部省社会教育局婦人教育課「婦人の職業生活準備事業研究委託」『婦人教育情報 No.10』1984年（昭和59年）9月 18頁
- 16) 行政院勞工委員會職業訓練局「二度就業婦女職業適応座談会与企業徵才活動實施狀況報告」資料 2003年
- 17) 田中萬年「生涯学習と公共職業能力開発の役割」『生涯学習社会を考える』日本労働研究機構 1994年 40P
- 18) 陳聡勝等著『各国職業訓練制度的研究』五南図書出版公司 1997年 380-388頁
- 19) 同上
- 20) 労働省「日本の労働政策 平成15年版」労働基準局発行 2003年 165頁
- 21) 総務庁行政監察局編『婦人就業対策等の現状と課題』大蔵省印刷局 1996年 85-89頁
- 22) 行政院勞工委員會職業訓練局発行『公共職業訓練中心招生簡章』（91年度、92年度） 2002年、2003年
- 23) 行政院勞工委員會職業訓練局発行『負担家計婦女、中高年齢者、残障者、原住民等参加職業訓練期間生活補助実施要点』2003年
- 24) 「促進婦女就業措置」を参照（行政院勞工委員會職業訓練局 行政院 83. 8.6 台 83 勞 30644 号核定）
- 25) 労働省婦人局『介護休業制度と両立支援事業の解説』2003年 35-46頁

## 参考文献

- 市川昭午『生涯教育の理論と構造』教育開発研究所 1985年
- 高梨昌「生涯学習社会への論点—職業能力開発を中心に」『生涯学習社会を考える 1995 No.53』日本労働研究機構 1995年
- 田中萬年「生涯学習と公共職業能力開発の役割」『生涯学習社会を考える』日本労働研究機構 1994年
- 室俊司『婦人問題と社会教育 日本社会教育第26集』東洋館 1982年
- 志熊敦子編『女性の生涯学習』(財)全日本社会教育連合会発行 1993年
- 山本和代編『女性の就労と学習』(財)全日本社会教育連合会発行 1987年
- 藤井治枝『日本型企业社会と女性労働—職業と家庭の両立を目指して』ミネルウア書房 1991年
- 堀田剛吉・須田博司『女性と生涯学習』家政教育社 1994年
- 一番ヶ瀬康子『戦後婦人問題史』ドメス出版 1983年
- 大淵寛『女性のライフサイクルと就業行動』大蔵省印刷局 1995年
- 大森真紀『現代日本の女性労働—M字型就労を考える』日本評論社 1990年
- 山岡熙子『新雇用管理論—女子雇用管理から生活視点の人材活用経営へ』中央経済社 1995年
- 川橋幸子『男女共同参画政策と女性のエンパワーメント』労働教育センター 1998年
- 井上輝子・江原由美子『女性のデータブック (第二版)』有斐閣 1996年
- 上田純子・小川由美子・森川麗子『女と法とジェンダー (第二版)』成文堂 1998年
- 泉輝孝「日本における技能者養成と訓練政策」『教育と能力開発』日本労働研究機構 1998年
- 斉藤将『職業能力開発法体系』酒井書店 1994年

- 高梨昌『生涯学習と学校教育改革』エイデル研究所発行 1992年
- 泉輝孝「日本における技能者養成と訓練政策」『教育と能力開発』日本労働研究機構編・発行 1998年
- 日本労働研究機構『労働関係法規集 2003年版』日本労働研究機構 2003年
- 日本労働研究機構『女性の職業・キャリア意識と就業行動に関する研究(調査研究報告書 No. 99)』日本労働研究機構 1997年
- 職業能力開発研究会『21世紀に向けての生涯職業能力開発のシステムの推進について』労働省 1986年
- 日本社会教育学会『生涯学習体系化と社会教育』東洋館 1992年
- 日本婦人団体連合会『婦人白書 2003』ほるぷ出版 2003年
- 総理府編『女性の現状と施策 平成15年版』2003年
- 労働省婦人局編『働く女性の実情 平成14年版』2002年
- 労働省婦人局『介護休業制度と両立支援事業の解説』2003年
- 文部省社会教育局婦人教育課「婦人の職業生活準備事業研究委託」『婦人教育情報 No.10』1984年(昭和59年)9月
- 労働省「日本の労働政策 平成15年版」労働基準局発行 2003年
- 総務庁行政監察局編『婦人就業対策等の現状と課題』大蔵省印刷局 2003年
- 総理府『男女共同参画白書—男女共同参画の現状と施策(平成15年版)』大蔵省印刷局 2003年
- 労働省女性局『働く女性の実情 平成15年度版』労働省 2003年
- 黄心慧「我国成人婦女教育実施現況与其問題的探討」中華民國成人教育学会主編『婦女教育』師大書苑 1995年
- 林美和『我国設立国立婦女教育館之可行性研究』(文部省委託研究) 1996年

- 楊碧雲『中日婦女教育面面觀』台北市教育局 1997年
- 陳聰勝等著『各国職業訓練制度的研究』五南圖書出版公司 1997年
- 劉梅君・蔡青龍『女性再就業研究－教育訓練需求与職業適応』（行政院勞工委員會委託研究報告）1996年
- 教育部『第六次全國教育會議資料』1989年
- 台灣省政府勞工處『設立女性專門職業訓練機構与訓練職類需求之調查研究』1996年
- 國立教育資料館編印『我国社会教育發展現狀与評価之研究』1994年
- 教育部編印『教育部成人教育實施計畫』中華民國79年3月
- 行政院勞工委員會職業訓練局「二度就業婦女職業適応座談会与企業徵才活動實施狀況報告」資料 1998年
- 教育部編印『發展与改進成人教育五年計畫綱要』（行政院台80教13098号函核定）1991年
- 教育部印行『社会教育機構手冊』2003年4月
- 全國職業訓練金監理委員會『中華民國職業訓練金立法經過集錄』1976年4月
- 行政院勞工委員會職業訓練局『公共職業訓練法規集』1994年
- 行政院勞工委員會職業訓練局發行『公共職業訓練中心招生簡章』（92、93年度）
- 行政院主計處『中華民國 婦女婚育狀況調查』2003年
- 行政院勞工委員會職業訓練局編印『就業服務与就業促進關係法規編』2003年
- 行政院勞工委員會職業訓練局發行『負擔家計婦女、中高年齡者、殘障者、原住民等参加職業訓練期間生活補助實施要点』2003年
- 內政部統計處『中華民國台灣地區 婦女生活狀況調查報告』2003年7月